

令和7年度がん検診精度管理調査（検診機関用）御記入の際のお願い

- 1 今年度（令和7年度）の検診体制（健康増進法に基づくがん検診（市町村からの委託を受けて住民に対して実施するがん検診））について御回答ください。
 - 2 集団検診または個別検診別に回答欄が設けられていますので、該当する方（両方の場合は両方）に御回答ください。
 - 3 回答については、原則「○」か「×」での記入になります。
 - 4 各設問項目の右側欄に「★」が付いている項目については、必ず貴施設で回答してください。
 - 5 調査票の御提出後、確認を要する部分についてお問い合わせをさせていただく場合があります。必ず調査票の「ご署名欄」に連絡先等の記入をよろしくお願いいたします。
- ※「プロセス指標値」については、参考資料「プロセス指標の意味と活用方法・基準値」を参照してください。

以下、「大腸がん検診調査票」「乳がん検診調査票」「子宮頸がん検診調査票」についての留意点になります。該当される施設については、必ずお目通しください。

【大腸がん検診調査票について】

- 1 調査項目の「2. 検査の精度管理」及び「3. 検体の取り扱い」については、検査を外注している場合、外注先機関に回答していただく項目（2(3)、3(5)、3(6)）があります。外注先機関で行っている項目については、「外注先」と記入してください。
また、調査票2枚目（裏面）に必ず外注先機関名（※）を記入してください。
※可能な限り、検査実施機関名を記入してください。（例：△△会社●●ラボ、□□検査センター○○支部 等）
- 2 自施設で検査を実施している機関は、調査票2枚目（裏面）に「便潜血検査キット名」「測定方法」「カットオフ値」を記入する欄がありますので、必ず記入してください。

【乳がん検診調査票について】

調査票2枚目（裏面）に、「施設画像評価」「撮影の評価」「読影の評価」について記入する欄を設けております。必ず記入してください。

【子宮頸がん検診調査票について】

- 1 調査票2枚目（裏面）に、細胞診の方法について記入する欄を設けておりますので、従来法かLBC法の該当する方に○を記入してください。
- 2 細胞診を従来法で実施している機関につきましては、その理由について該当するものに○を記入してください。
- 3 調査項目の「3. 細胞診判定の精度管理」については、検査を外注している場合、外注先機関に回答していただくことになります。回答欄には「外注先」と記入してください。
また、調査票2枚目（裏面）に必ず外注先機関名（※）を記入してください。
※可能な限り、検査実施機関名を記入してください。（例：△△会社●●ラボ、□□検査センター○○支部 等）

【問合せ先】

調査票に記載のある各市町村の担当窓口
または
鹿児島県保健福祉部健康増進課がん対策係
（鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会事務局）
担当：今村
TEL：099-286-2721
FAX：099-286-5556
E-mail：kenzo@pref.kagoshima.lg.jp